令和８年（フ）第７５号
千葉県長生郡一宮町東浪見6835番地37
債務者　重堂　香織
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第２４８号
新潟市東区東中野山２丁目１番39号
債務者　桑山　一宏
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２２号
新潟市西区五十嵐２の町8473番地56　コーポ旭Ｄ号
債務者　竹内　千絵
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３０号
新潟市西区寺尾西５丁目11番26号　コーポラスオリーブ８号
債務者　佐藤　正道
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３５号
新潟市秋葉区古田３丁目２番２号
債務者　湯田久瑠美（旧姓安田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４０号
新潟市西蒲区中之口1694番地15
債務者　谷川　健彌
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５０号
新潟市東区山木戸６丁目１番１号　マンションジョリイ305号
債務者　鈴木　勝晴
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２１号
新潟県五泉市石曽根7858番地９
債務者　村川　　楓
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３２号
新潟市西蒲区和納２丁目37番８号
債務者　会田十三九
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３３号
新潟市中央区南出来島２丁目10番11号
債務者　山口　辰郎
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３５号
新潟市東区松崎１丁目15番10号　ホワイトタウン松崎Ⅲ　205号
債務者　玉木　明広
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４６号
新潟市西区ときめき西１丁目26番地３　グリーンハイツＢ102、前住所新潟市西区青山３丁目２番21号　ダイアパレス青山坂204号
債務者　北條　俊正
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５６号
福井県あわら市大溝一丁目24番19号
債務者　山口　俊美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４６号
山梨県富士吉田市上暮地７丁目５番11号
債務者　三浦　美月
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
長野県北安曇郡白馬村大字北城6033番地１
債務者　矢口　昭八
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１９７号
長野県松本市五常6982番地２
債務者　田所真粧美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２０３号
長野県松本市大字惣社591番地４
債務者　三村　智勇
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部